

利用規約

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

本施設「整プラス」（以下、「当ジム」という。）は、会員の皆様の心身の健康増進、特にダイエットや健康維持といったフィットネスライフの充実を目的とし、その実現のために最適な指導を提供いたします。当ジムは、会員に対する定期的なカウンセリングに基づき、ピラティスやウェイトトレーニングなどの個別指導（パーソナルトレーニング）から日々の栄養指導まで、従来の単一サービスでは難しかった包括的な支援を行います。

第2条（会員制度）

当ジムは会員制を採ります。会員による施設利用の範囲および手順については、別途定める細則に従うものとします。

第3条（会員の定義）

1. 会員とは、本規約第5条に定める入会手続きを経て、所定の入会金を納入された方を指します。
2. 体験トレーニングの受講者や、都度利用のチケット購入者など、全ての一時的な利用者も、その利用期間中は本規約における会員として扱われます。

第4条（入会資格）

1. 当ジムへの入会を希望される方は、以下の全ての条件を満たす必要があります。
 - (1) 当ジムのサービスを利用し、指導を受けるために適切な健康状態であること。
 - (2) 反社会的勢力（暴力団関係者等）およびそれらに準ずる者（過去5年以内にそれらとの関係が解消されていない者を含む）ではないと、当ジムが認めた方。
 - (3) その他、当ジムが会員として適当であると判断した方。
2. 入会后、会員が前項のいずれかの条件に違反したと判明した場合、当ジムは何らの通知・催告なく、当該会員のサービス利用を直ちに禁止することができます。

第5条（入会手続き）

1. 当ジムに入会を希望される方は、当ジム所定の申込方法に従い手続きを行います。当ジムによる審査を経て、申し込みが承諾され、入会金の支払いが完了した時点をもって、当ジムとの間で施設利用契約（以下、「利用契約」という）が成立し、会員資格を取得するものとなります。
2. 当ジムは、入会手続きの際に、別途定める必要書類の提出を求めることがあります。また、必要に応じて、医師による診断書や施設利用に関する誓約書などの提出をお願いする場

合があります。提出書類に不備や虚偽の記載が認められた場合、当ジムは入会を取り消すことができます。

3. 未成年者（満13歳以上に限る）が入会する場合、所定の申込方法による親権者の同意が必要です。この場合、親権者は自身の会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての義務と責任を本人と連帯して負うものとします。

4. 成年被後見人、被保佐人、被補助人の方が入会する場合、所定の申込方法による成年後見人、保佐人、補助人（以下、「法定代理人等」という）の同意が必要です。この場合、法定代理人等は自身の会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての義務と責任を本人と連帯して負うものとします。

5. 当ジムが行う入会審査の結果、入会が認められなかった場合でも、審査方法、過程、および内容は一切開示いたしません。

第6条（アカウントの登録と管理）

1. 当ジムは、会員ごとに専用の個人アカウント（以下、「ユーザーアカウント」という）を付与します。会員は、ユーザーアカウントに必要な事項（以下、「アカウント情報」という）を正確に登録し、厳重な注意をもって管理するものとします。

2. ユーザーアカウントは、利用者1名につき1つとし、そのアカウントは一身専属のものであり、他者との共用、譲渡、または相続は認められません。

第7条（登録内容の変更手続き）

1. 会員は、入会時に提出した書面・資料の内容、およびアカウント情報に変更が生じた場合、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

2. 当ジムから会員への通知は、会員から届け出られた最新の連絡先への発信をもって、通知が完了したものと見なします。

3. 会員が第1項の変更手続きを怠るなど、会員側の過失により通知を受領できず不利益を被った場合でも、当ジムは一切の責任を負いません。

第8条（個人情報の取り扱い）

1. 当ジムは、会員の個人情報について、別途定めるプライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

2. 会員は、当ジムに提供した個人情報が正確であることを保証するものとし、当該情報が不正確であったことにより会員または第三者に損害が生じた場合、当ジムは一切責任を負いません。

第9条（費用のお支払い）

1. 当ジムのサービス利用には、当ジムが別途定める月会費や回数券などを含む諸費用（以下、「諸費用」という）が必要となります。

2. 会員は、前項の諸費用を当ジム指定の方法により、定められた期日までに支払うものとします。

3. 月の途中で入会される場合、月会費は日割り計算を行わず、月額的全額をお支払いいただきます。ただし、月の16日以降に入会された場合に限り、入会初月の月会費は半額とします。

4. 会員は、当ジムのサービスを利用するごとにチケットを消費するものとします。

5. 諸費用の支払いに利用するクレジットカードは、原則として会員本人名義のものに限ります。ただし、会員が未成年の場合、親権者名義のクレジットカードによる支払いは可能です。

6. 一度支払われた諸費用は、法令による定め、または当ジムが特に認めた場合を除き、払い戻しは行いません。

第10条（予約、変更、およびキャンセル）

1. 会員が当ジムのサービスを利用する際は、別途定める方法により事前に予約を行うものとします。

2. 月会費の繰り越し期間および回数券の有効期限は、当ジムが別途定めます。会員の都合による繰り越し期間の延長や有効期限の延長は認められません。

3. 月会費の繰り越し期間内または回数券の有効期限内に、会員が希望するスタッフの予約が取れない場合であっても、繰り越し期間や有効期限の延長は認められません。

4. 会員は、予約した利用開始時刻の24時間前までに、当ジム所定の方法により、予約のキャンセルまたは変更を行うことができます。

1) 利用開始時刻の24時間を過ぎてからのキャンセルまたは変更は、理由の如何に関わらず当日キャンセルとして扱い、チケットを自動消化し、5,500円（税込）のキャンセル料が発生します。

2) ただし、天災（地震、台風、大雪など）、停電、火災、感染症の流行といった不可抗力により、公共交通機関の運休・大幅遅延が発生し、当ジムがサービス提供の継続が困難と判断した場合、当ジムから会員へ連絡の上、例外的にキャンセルまたは変更を認める場合があります。

5. 会員が新型コロナウイルス等の感染症により陽性と判定された場合、またはそれらの濃厚接触者と判定された場合は、当ジムの利用はできません。この場合のキャンセルおよび変更の取り扱いは、前項ただし書きの規定に準じます。

6. 予約の仮押さえと見なされる行為によるキャンセルおよび変更は認められません。

7. 予約時の指名の有無に関わらず、やむを得ない事情によりスタッフが予告なく変更となる場合があります。このスタッフ変更を理由としたキャンセルおよび変更については、例外的に認められます。

8. 解約に関しては、会員様から行うものとし、毎月20日までに解約を行わない場合は、翌月も自動引き落としとなります。解約した月の翌月から料金の支払いは発生致しません。（例 4月19日に解約の場合、6月からのお支払いが発生致しません。）

第11条（遵守事項）

会員は、当ジムを利用するにあたり、本規約および当ジムが定める諸規則を遵守し、スタッフの指示に従わなければなりません。

第12条（禁止行為）

当ジムは、会員が以下のいずれかの行為を行った場合、当該会員の施設利用を直ちに禁止し、利用契約を解除し、取引およびサービスの利用を通知なく一方的に停止することができます。ただし、この場合でも、会員は第9条に定める諸費用を支払う義務を負います。

（1）第三者に対し、当ジム、スタッフ、および他の会員に対する誹謗中傷や、プライバシー情報を拡散する行為。

（2）他の会員、当ジム利用者、またはスタッフに対する妨害、迷惑、危険行為、または暴力行為。

（3）当ジムの器具や備品を故意に破損させたり、持ち出したりする行為。

（4）物品の販売、営業活動、金銭の貸し借り、勧誘行為、政治活動、署名活動。

（5）刃物、薬品などの危険物、または高額な金銭・物品を当ジム内に持ち込む行為。

（6）当ジムの平穏な秩序を乱す行為。

（7）共用部の荷物を破損させたり、持ち出したりする行為や迷惑となる行為。

（7）その他、会員として不相当と当ジムが判断する行為。

第13条（損害賠償責任の免除）

1. 会員が当ジムの利用中に、会員の責任によって自身が損害を被った場合、当ジムは当該損害に対する一切の賠償責任を負いません。

2. 会員が当ジムの利用中に、会員の責任によらず損害を被った場合であっても、当ジムに故意または重大な過失がある場合を除き、当ジムは会員が被った損害に対し、賠償責任を負いません。

3. 会員間で生じた係争やトラブル等について、当ジムは一切の責任を負いません。

第14条（会員による損害賠償責任）

会員が当ジムの利用中に、会員の責任によって当ジムまたは第三者に損害を与えた場合、会員はその損害に対する賠償責任を負います。なお、当該会員が未成年である場合、親権者がその責任を負うものとします。

第15条（施設利用の制限・禁止）

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当ジムは会員の施設利用を制限または禁止することができます。

- (1) 筋肉の痙攣や意識喪失などの症状を引き起こす疾患を有することが判明したとき。
- (2) 集団感染の恐れのある伝染病を有すると判明したとき。
- (3) 医師から運動、マッサージ等を控えるよう指示されていることが判明したとき。
- (4) 妊娠していることが判明したとき。
- (5) 未成年者であり、本規約第5条3項に定める親権者の同意が得られていないとき。
- (6) その他、当ジムが施設の適正な利用が困難であると判断したとき。

2. 会員が前項各号のいずれかに該当するにも関わらず当ジムを利用し、損害を受けた場合、当ジムは一切の責任を負いません。

3. 会員が第1項各号のいずれかに該当するにも関わらず当ジムを利用し、当ジムおよび第三者に損害を与えた場合、当該会員が全ての損害を賠償する責任を負います。

第16条（会員資格の喪失および利用契約の解除）

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失し、当ジムは利用契約を直ちに解除できるものとします。本条に基づき利用契約を解除したことにより会員に損害が生じた場合でも、当ジムはその損害を賠償する責任を負いません。

- (1) 第4条に定める入会資格を満たさないことが判明したとき。
- (2) 第12条に定める禁止行為を行ったとき。
- (3) 第17条に定める退会手続きが完了したとき。
- (4) 本規約および当ジムが定める諸規則に違反したとき。
- (5) 会員が死亡したとき。
- (6) 会員が破産申立、民事再生申立、任意整理の申し出のいずれかを行ったとき。
- (7) 諸費用の支払いを2回分滞納したとき。

(8) 最後にチケットを利用した日以降、施設を利用していない状態が1年以上継続したとき。

(9) その他、会員として不相当と当ジムが判断したとき。

第17条（退会手続き）

1. 会員が当ジムからの退会を希望する場合、退会を希望する月の前々月末日までに、会員自身が所定の手続きを行うことにより退会が成立します。当該手続きが前記期日までに完了しなかった場合、退会は翌月末日となり、会員は退会日までの諸費用を支払うものとします。

2. 会員は、退会後は購入済みの回数券を使用することはできません。また、会員は未使用の回数券の払い戻しを請求することはできません。

第18条（施設の休業）

1. 当ジムは、予め定期休業日を設定することができます。

2. 当ジムは、以下の事由により、施設の営業が困難である、または営業すべきでないと判断した場合、施設の全部または一部を臨時で休業することができます。

(1) 天災地変などの不可抗力が発生した、またはその恐れがあるとき。

(2) 施設の修繕、増改築、設備点検等を要するとき。

(3) 法令による行政処分、指導、命令等により、やむを得ない事情が発生したとき。

(4) その他、当ジムが営業の継続を困難または不相当と判断したとき。

3. 前項の場合であっても、法令の定めまたは当ジムが特に認める場合を除き、本規約第9条に定める会員の諸費用支払い義務は軽減または免除されません。

第19条（規約、諸費用、条件等の変更および廃止）

1. 当ジムは、必要と判断した場合、1か月前までに会員に告知することで、本規約、諸費用、諸規則等を変更または廃止することができます。

2. 前項の変更および廃止の効力は、会員を含む全ての利用者に対して及ぶものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

本規約および利用契約に関する裁判上の紛争が生じた際は、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。